

## 第1 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いに関する基準

### 1 趣旨

この基準は、令別表第1に掲げる防火対象物の項の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 項の区分

令別表第1に掲げる防火対象物の区分は、当該防火対象物の使用形態、管理状況及び火災時の危険性等により、次によるものとする。

(1) 同一敷地内に存する2以上の防火対象物については、原則としてそれぞれの防火対象物(棟)ごとに令別表第1に掲げる用途を決定する。ただし、主たる用途に従属的に使用される防火対象物にあつては、主たる用途として取り扱うことができるものとする。

(2) 令第1条の2第2項後段に規定する「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められるもの」は、次のア又はイに掲げる部分とする。

ア 令別表第1(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物(以下「令別表第1防火対象物」という。)の区分に応じ、別表第1(イ)欄に掲げる防火対象物の主たる用途に供される部分(これらに類するものを含む。以下「主用途部分」という。)に機能的に従属していると認められる同表(ロ)欄に掲げる用途に供される部分(これらに類するものを含む。以下「従属的な部分」という。)で、次の(ア)から(ウ)までに該当するもの。この場合において、具体的な運用の基準は、別表第2による。

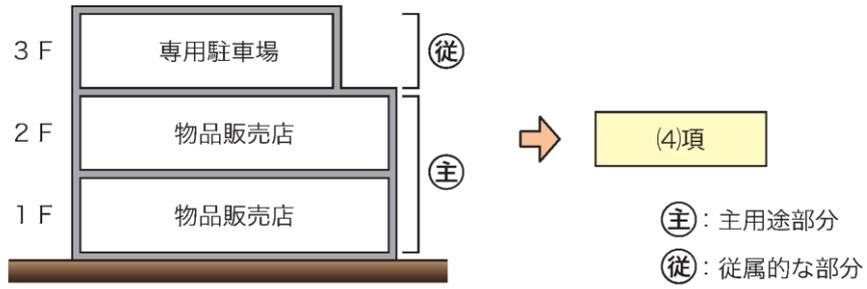
(ア) 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、主用途部分の管理権原を有する者と同じのもの。

(イ) 当該従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同じ又は密接な関係を有するもの。

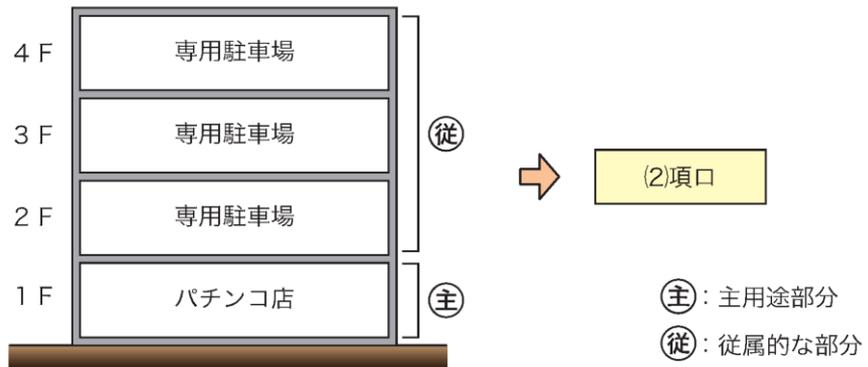
(ウ) 当該従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一のもの。

【図1】 【図2】 【図3】

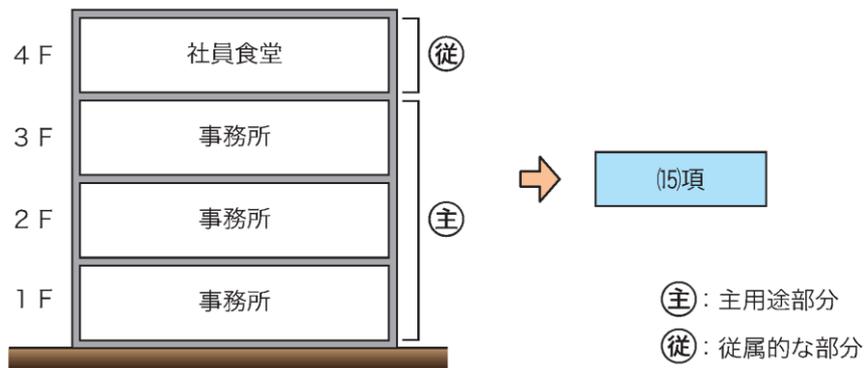
【図 1】



【図 2】



【図 3】



- 従属的な部分の管理権原者が、主用途部分の管理権原者と同一
- 従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同一又は密接な関係
- 従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者とほぼ同一

- イ 主用途部分の床面積の合計（他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主用途部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下同じ。）が当該防火対象物の延べ面積の90%以上のもので、かつ、当該主用途部分以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満である場合における当該独立した用途に供される部分。（令別表第1（2）項二、（5）項イ若しくは（6）項イ（1）から（3）まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表（6）項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分を除く。以下（6）項ロ等という。）この場合において、共用される部分の床面積を按分するときは、次によるものとする。
- （ア）各階の廊下、階段、エレベーターシャフト、ダクトスペース等の部分は、各階の用途の床面積に応じて按分する。
- （イ）防火対象物の広範に共用される機械室、電気室等は、共用される用途の床面積に応じて按分する。
- （ウ）防火対象物の玄関、ロビー等は、共用される用途の床面積に応じて按分する。

【図4】 【図5】

- （3）令別表第1における防火対象物の用途は、各項のイ、ロ、ハ又は二ごとに判定するものとし、同一項内のイ、ロ、ハ又は二の用途が混在する場合は、複合用途防火対象物として取り扱う。

【図6】

- （4）昼又は夜によって使用形態が異なる場合は、主として使用される形態による。ただし、消防用設備等の設置については、それぞれの使用形態に適応したものとする。

【図 4】

「主たる用途以外の独立した用途に供される部分」が、（6）項口等以外の場合



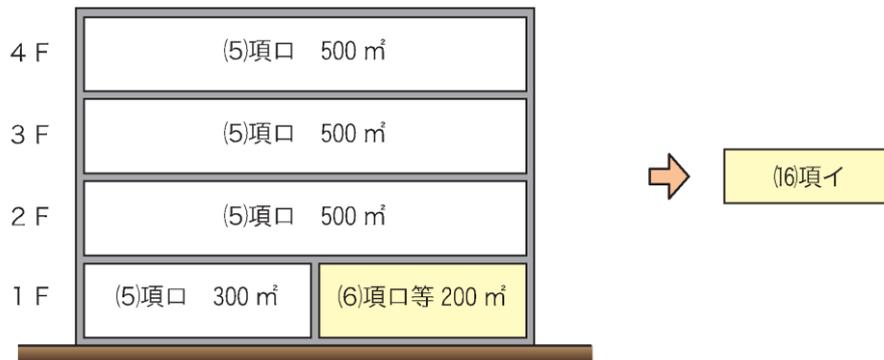
	用途	床面積の合計	用途の割合
主たる用途に供される部分	(15)項	2,800 m <sup>2</sup>	$2,800 \text{ m}^2 \div 3,000 \text{ m}^2 \approx 93\%$
独立した用途に供される部分	(4)項	200 m <sup>2</sup>	$200 \text{ m}^2 \div 3,000 \text{ m}^2 \approx 7\%$
共用される部分	機械室	200 m <sup>2</sup>	

共用される部分（機械室）をそれぞれの用途の専有部分の面積に応じて按分する。  
 ・(15)項  $200 \text{ m}^2 \times 0.93 = 186 \text{ m}^2$  →  $2,800 \text{ m}^2 + 186 \text{ m}^2 = 2,986 \text{ m}^2$  (93%)  
 ・(4)項  $200 \text{ m}^2 \times 0.07 = 14 \text{ m}^2$  →  $200 \text{ m}^2 + 14 \text{ m}^2 = 214 \text{ m}^2$  (7%)

○主たる用途に供される部分の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の90%以上かつ、  
 ○独立した用途に供される部分の床面積の合計が300m<sup>2</sup>未満

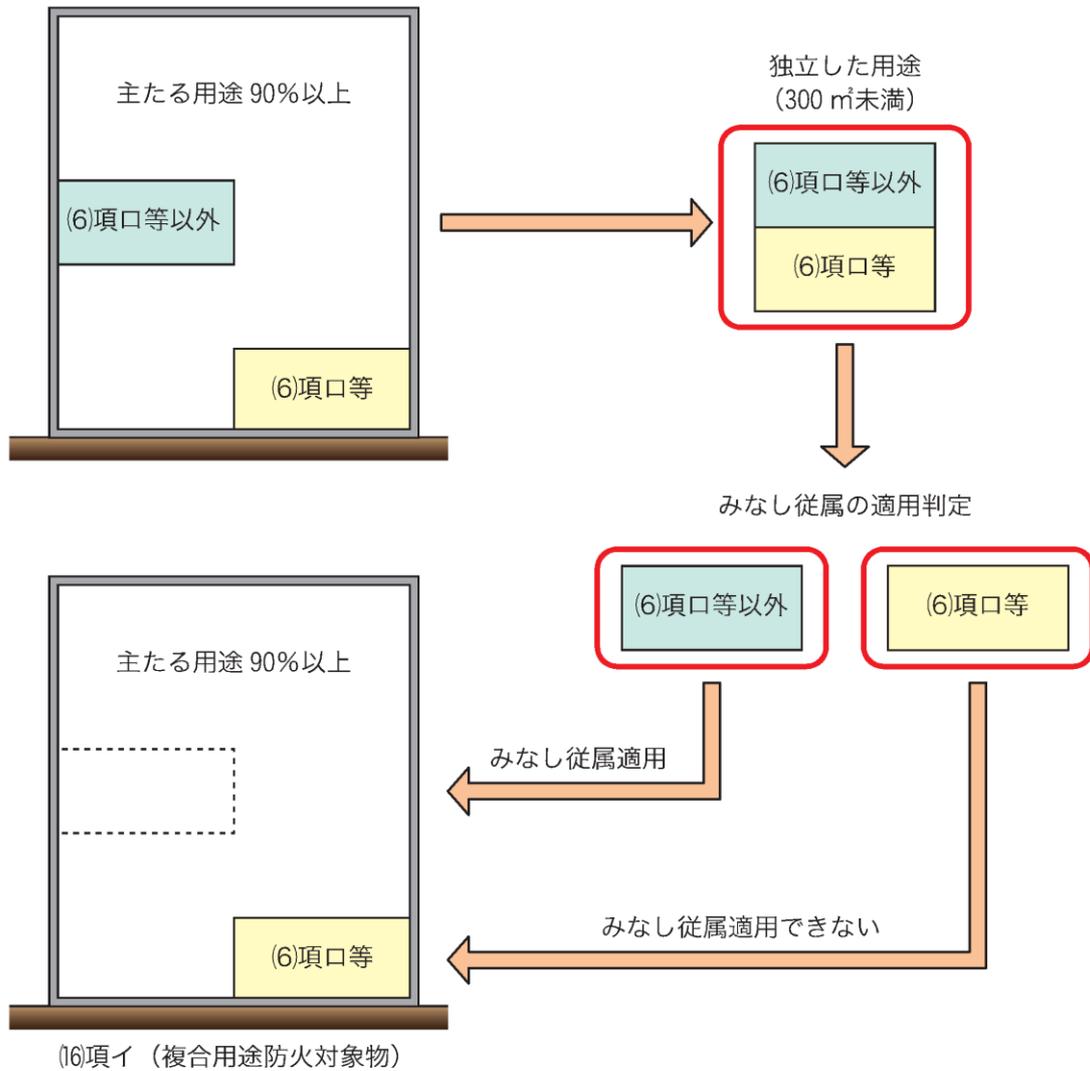
【図 5】

「主たる用途以外の独立した用途に供される部分」が、（6）項口等の場合



【図 6】

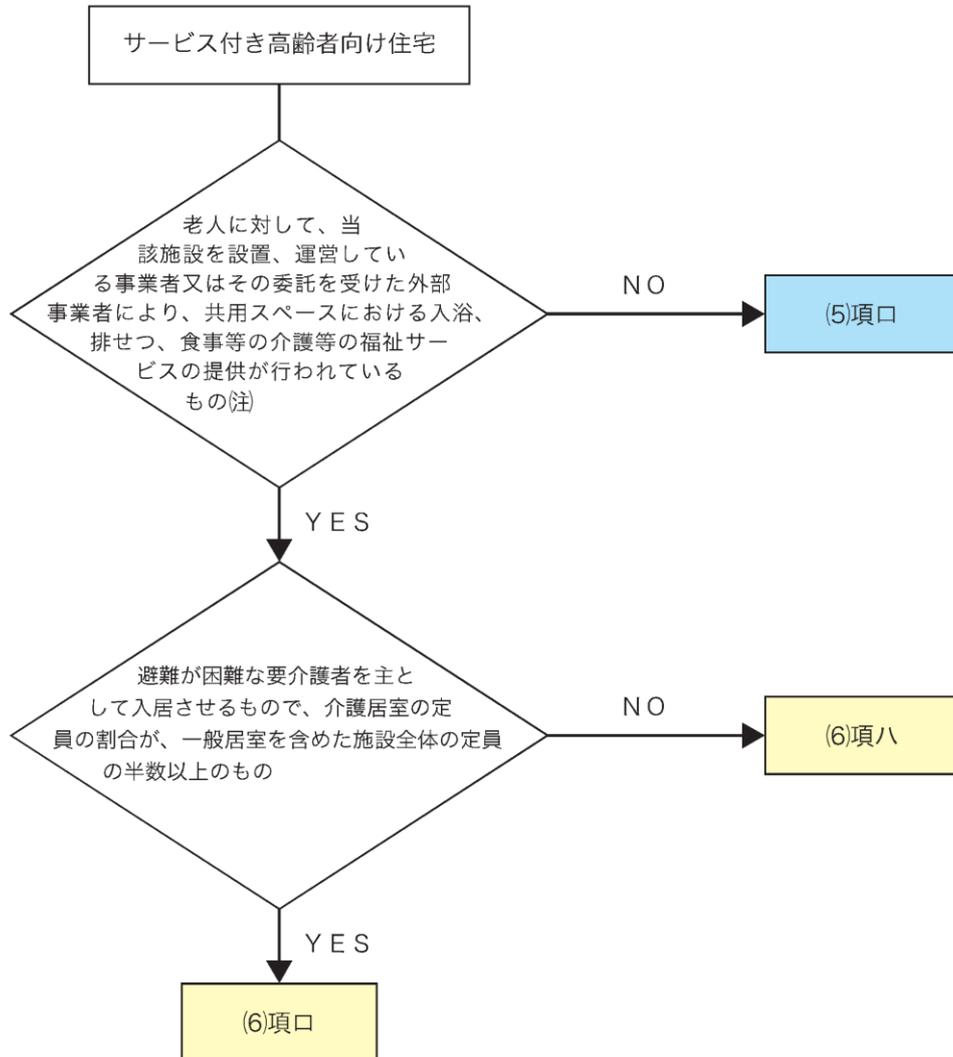
「主たる用途以外の独立した用途に供される部分」に、(6)項口等と(6)項口等以外の部分が混在する場合



(5) サービス付きの高齢者向け住宅の項の判定については、防火対象物の使用実態、社会通念、規制目的等を勘案して、火災予防上の実態に即して行うこと。

【図 7】

【図 7】

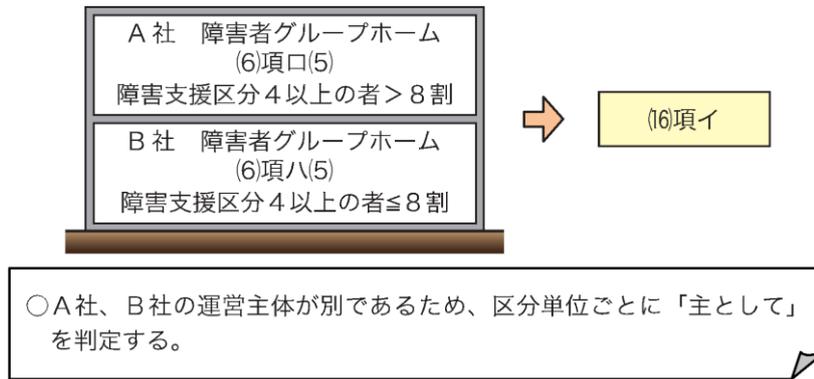


注) 状況把握サービス及び生活相談サービスのみの提供を受けている場合や個別の世帯ごとにより訪問介護等を受けている場合を除く。

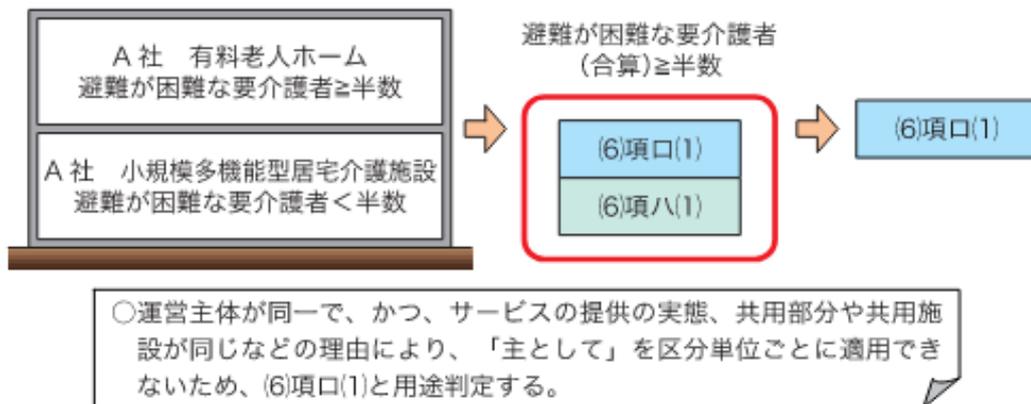
(6) 一の防火対象物に複数の同一業態の令別表第1(6)項口又はハに掲げる防火対象物が存する場合で、令別表第1(6)項口に規定する「主として」の判定が、入居若しくは入所又は宿泊する者の特性によりいずれにも用途区分の判定ができるものは単に施設名称又は当該用途が存する階が異なる等の外的要素のみではなく、防火対象物の各部分について、それぞれの運営主体、事業形態及びサービス提供の実態等から区分できる単位により、用途区分の判定を行うものであること。

【図 8、図 9、図 10】

【図 8】

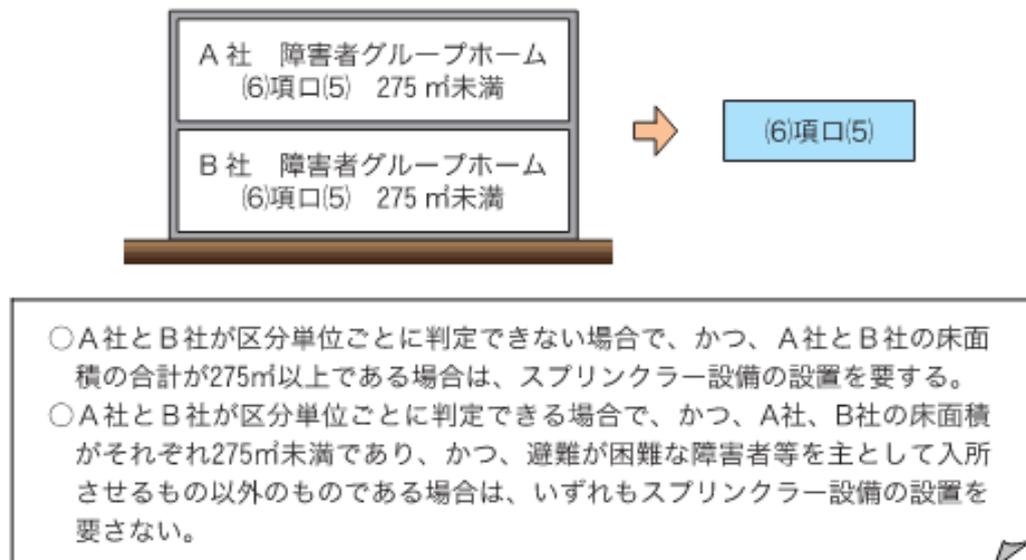


【図 9】



【図 10】

○「介助がなければ避難できない者」の区分単位によるスプリンクラー設備設置単位



(7) 一般住宅（個人の住居の用に供されるもので、寄宿舍、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。）の用途に供される部分が存する防火対象物については、次により取り扱うものとする。

ア 令別表第1防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表第1防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡以下の場合には、当該防火対象物は一般住宅に該当するものとする。

イ 令別表第1防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合は、当該令別表第1防火対象物に該当するものとし、令別表第1防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表第1防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡を超える場合は、複合用途防火対象物に該当するものとする。

ウ 令別表第1防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合（5%以内の違いをいう。）は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当するものとする。

エ 一般住宅は、第2号アに定める従属的な部分に含まれないものとする。

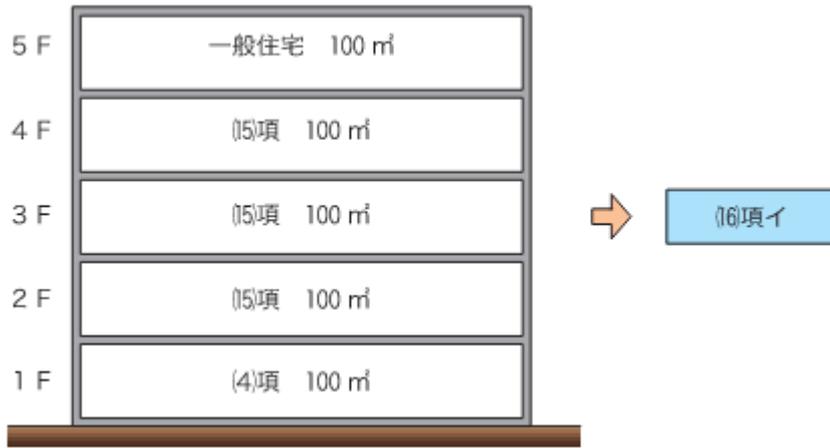
オ 一般住宅と令別表第1防火対象物が長屋形態で連続する場合は、一般住宅の床面積と令別表第1防火対象物部分の床面積の合計により用途を判定する。

【図11、図12、図13】

【図11】

	項 目		項
ア	一般住宅	> 令別表対象物で 50㎡以下のもの	一般住宅
イ	一般住宅	< 令別表対象物	令別表対象物
	一般住宅	< 令別表 対象物   令別表 対象物	複合防火対象物 (注) 令別表対象物と令別表対象物の複合防火対象物
ウ	一般住宅	> 令別表対象物で 50㎡を超えるもの	複合防火対象物 (注) 令別表対象物と一般住宅の複合防火対象物
エ	一般住宅	≒ 令別表対象物	複合防火対象物 (注) 令別表対象物と一般住宅の複合防火対象物

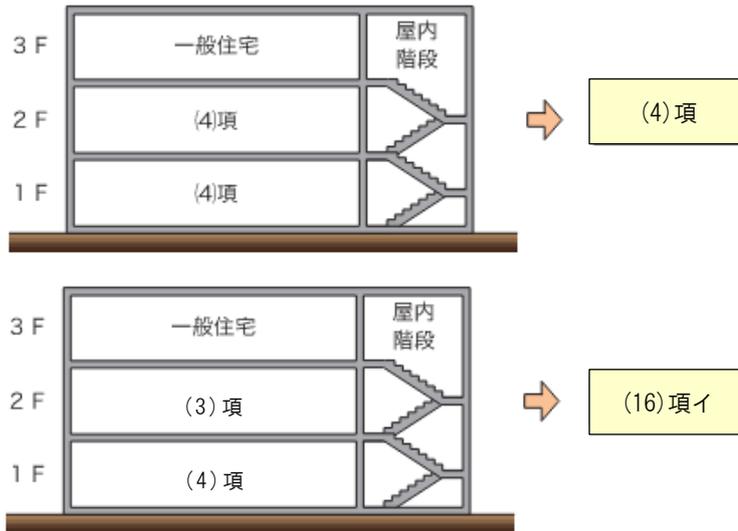
【図 1 2】



	用途	床面積	床面積の合計	用途の割合
令別表第1対象物	(4)項	100㎡	500㎡	$100\text{㎡} \div 500\text{㎡} = 20\%$
	(15)項	300㎡		$300\text{㎡} \div 500\㎡ = 60\%$
一般住宅		100㎡		$100\text{㎡} \div 500\text{㎡} = 20\%$

○ (4) 項 (100㎡)、(15) 項 (300㎡)、一般住宅 (100㎡) の複合用途防火対象物として取り扱う。一般住宅部分には、複合用途防火対象物として政令及び条例に規定された消防用設備等を設置すること。

【図 1 3】



○ 建物全体を (4) 項として取り扱う場合は、特定一階段防火対象物に該当すれば、3階が一般住宅であっても (4) 項となるため、特定一階段防火対象物として取り扱う。

○ 防火対象物の用途が (16) 項イとなり、3階以上の階に特定用途が入っていない場合は、特定一階段防火対象物として取り扱わない。複合用途防火対象物としての政令及び条例に規定された消防用設備等を設置すること。

- (8) 法第10条第1項の製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）は、その利用形態により、令別表第1のいずれかの防火対象物又はそのいずれかの部分に該当するものとする。
- (9) 令別表第1防火対象物の項の判定をする場合には、令第8条に規定する区画の有無を考慮しない。
- (10) 同一敷地内の一般住宅に付属する物置又は車庫は、令別表第1に掲げる防火対象物には該当しないこと。
- (11) 休業中の防火対象物については、令別表第1の項として取り扱わない。ただし、複合用途の一部が休業する場合は、法第17条及び法第17条の3の3の適用を受けること。
- (12) 防火対象物の外観、名称等が(1)項から(14)項までに該当しない場合であっても安易に(15)項として適用するのは避け、あくまでその実態により判断すること。

### 3 令別表第1の用途が3つ以上となる複合用途防火対象物の取り扱い

令別表第1(16)項に掲げる防火対象物として取り扱うもののうち、次の(1)及び(2)に該当するものは、令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分（以下「特定用途部分」という。）が存する場合であっても、同表(16)項ロに掲げる防火対象物として取り扱うものとする。（令別表第1(2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分を除く。）

この場合において、当該特定用途部分は、消防用設備等の設置に関して、主用途部分と同一の用途に供されるものとして取り扱うものとする。

- (1) 特定用途部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の10%以下のもの。
- (2) 特定用途部分の床面積の合計が、300㎡未満のもの。

【図14】

【図 1 4】



	用途	床面積の合計	延べ面積に対する割合
特定用途部分以外の部分	(5)項口	1,000 m <sup>2</sup>	1,000 m <sup>2</sup> ÷ 2,000 m <sup>2</sup> ≒ 50%
	(15)項	850 m <sup>2</sup>	850 m <sup>2</sup> ÷ 2,000 m <sup>2</sup> ≒ 42%
特定用途部分	(3)項口	150 m <sup>2</sup>	150 m <sup>2</sup> ÷ 2,000 m <sup>2</sup> ≒ 8%

○防火対象物の延べ面積のうち、特定用途部分の面積の合計が10%未満かつ、  
主たる用途以外の独立した用途に供される床面積の合計が300 m<sup>2</sup>未満

- (3) 項口の部分は、主たる用途（割合が多い）の (5) 項口として取り扱う。
- (5) 項口 (1,150 m<sup>2</sup>) と (15) 項 (850 m<sup>2</sup>) の複合用途防火対象物として取り扱う。

(3) 令第8条に規定する開口部のない耐火構造の壁又は床で区画されている複合用途防火対象物における消防用設備等の設置に関しては、それぞれ区画された部分ごとに2(2)イ及び3を適用すること。

#### 4 届出住宅

届出住宅（住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下この項において同じ。）第3条第1項に基づく届出を行い、住宅宿泊事業を営む住宅をいう。以下この項において同じ。）については、次により取り扱うものであること。

- (1) 人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者（住宅宿泊事業法第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者をいう。以下この項において同じ。）が不在とならない旨（住宅宿泊事業法施行規則（平成29年厚生労働省・国土交通省令第2号）第4条第3項第10号に規定する旨をいう。以下この項において同じ。）の届出が行われた届出住宅（以下この項において「家主居住型住宅」という。）については、宿泊室（届出住宅のうち住宅宿泊事業法施行規則第4条第4項第1号ト(4)に規定する宿泊者の就寝の用に供する室をいう。以下この項において同じ。）の床面積の合計が50 m<sup>2</sup>以下となるときは、当該家主居住型住宅の部分は、住宅（消防法第9条の2に規定する住宅の用途に供される防火対象物（令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物（寄宿舍、下宿、又は共同住宅）の部分を含む。）をいう。以下同じ。）として取り扱い、宿泊室の床面積の合計が50 m<sup>2</sup>を超えるときは、当該

家主居住型住宅の部分は、令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物又はその部分として取り扱うものであること。

(2) 家主居住型住宅以外の届出住宅(以下この項において「家主不在型住宅」という。)については、令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物又はその部分として取り扱うものであること。

(3) 一戸建ての住宅において住宅宿泊事業法に基づく届出が行われた場合の家主居住型住宅又は家主不在型住宅の取扱いは、当該一戸建ての住宅ごとに判断するものであること。

なお、同一敷地内の母屋と離れなどの複数棟の建築物を一の届出住宅として届出がされた場合にあつては、棟ごとに家主居住型住宅又は家主不在型住宅をそれぞれ判断するものであること。

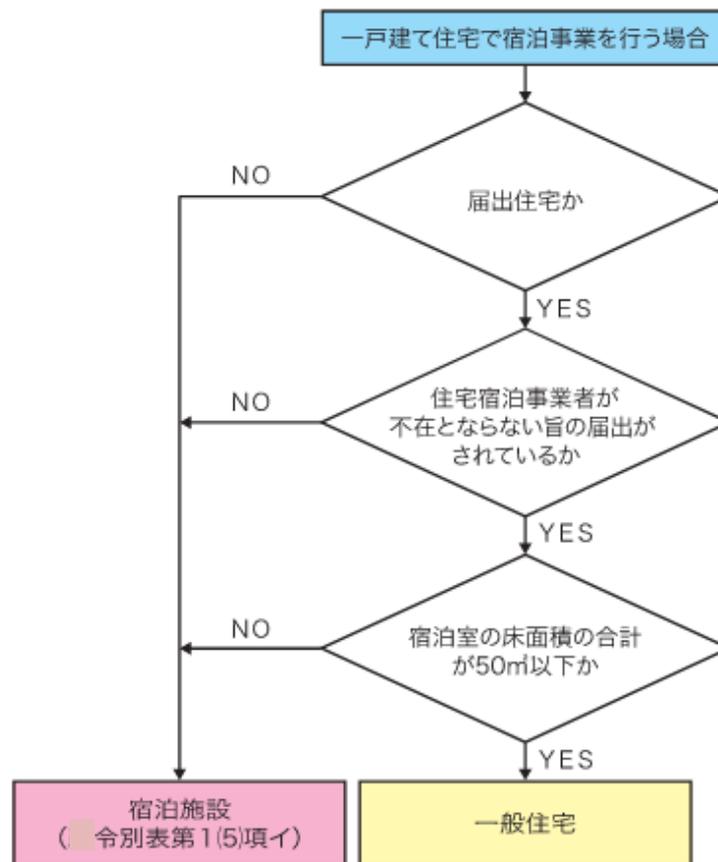
(4) 共同住宅等(令別表第1防火対象物、複合用途防火対象物及び長屋を含む。以下この項において同じ。)の複数の住戸において住宅宿泊事業法に基づく届出が行われた場合の家主不在型住宅又は家主居住型住宅の取扱いは、当該共同住宅等の住戸ごとに判断するものであること。なお、届出住宅が一部に存する共同住宅等については、当該届出住宅ごとに用途区分判定をした上で、棟ごとにその用途判定を行うこと。

(5) 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成17年総務省令第40号。以下この項において「40号省令」という。)を適用している防火対象物の住戸において住宅宿泊事業法に基づく届出が行われた場合の家主不在型住宅又は家主居住型の取扱いは、当該40号省令を適用している防火対象物の住戸ごとに判断し、届出住宅部分が令別表第1(5)項イに該当する場合については、入居ができるか否か及び新たな消防用設備等の設置の要否を判断すること。

(6) 届出住宅以外の防火対象物において、旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項に基づく許可を受けた営業が行われる場合で、届出住宅と同様の利用形態となることが図面又は書類等により確認できるときは、前(1)から(5)までにより用途判定できるものとする。

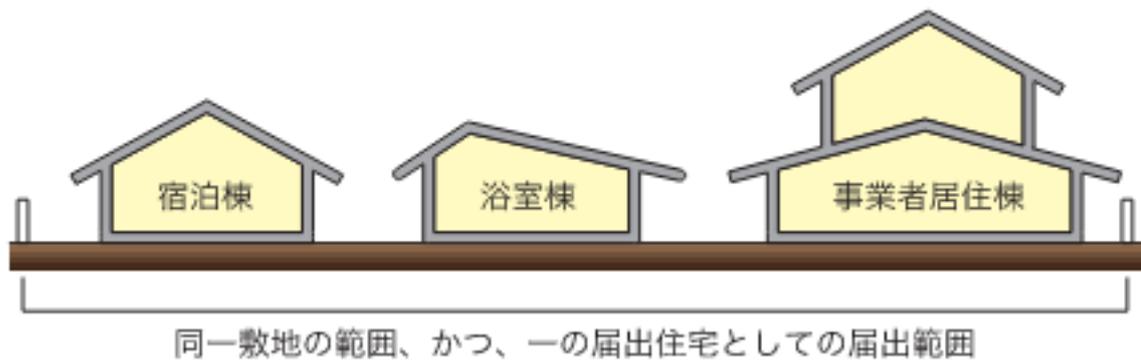
【図15、図16、図17、図18、図19、図20】

【図 1 5】



○同一敷地内の建築物を一の届出住宅として届出した場合

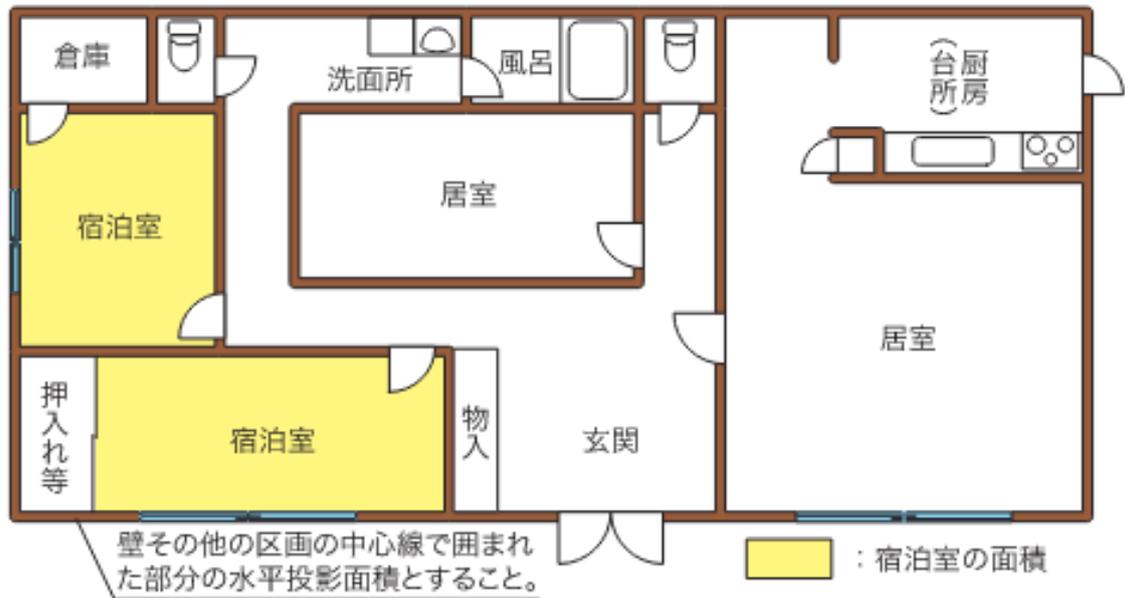
【図 1 6】



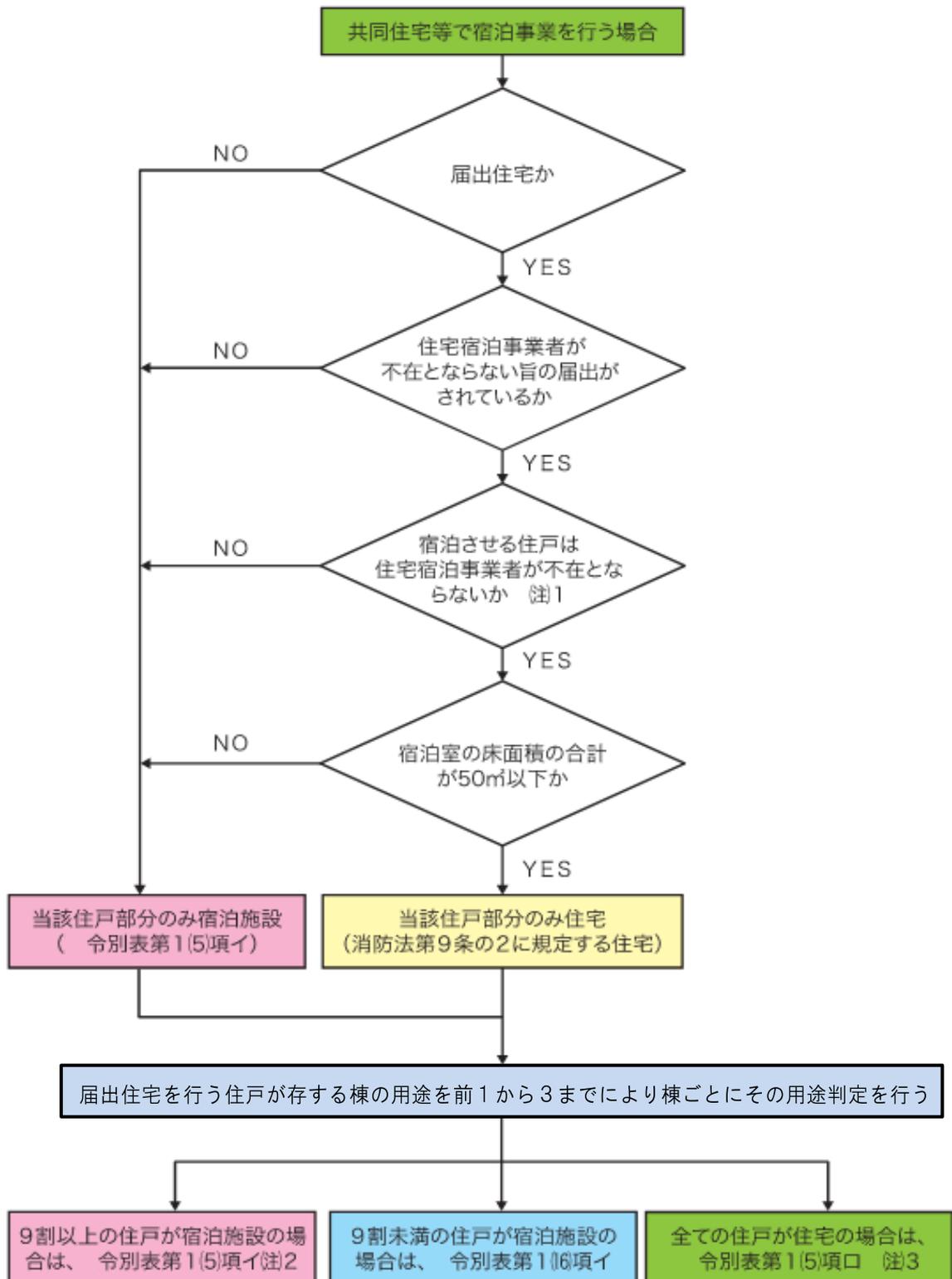
届出範囲の棟	住宅宿泊事業者	宿泊室面積	棟用途
宿泊棟	不在となる	100㎡	(5)項イ
浴室棟	不在となる	0㎡	(5)項イ
住宅宿泊事業者居住棟	不在とならない	0㎡	一般住宅

【図 1 7】

○戸建て住宅の一部を利用した場合の宿泊室の面積



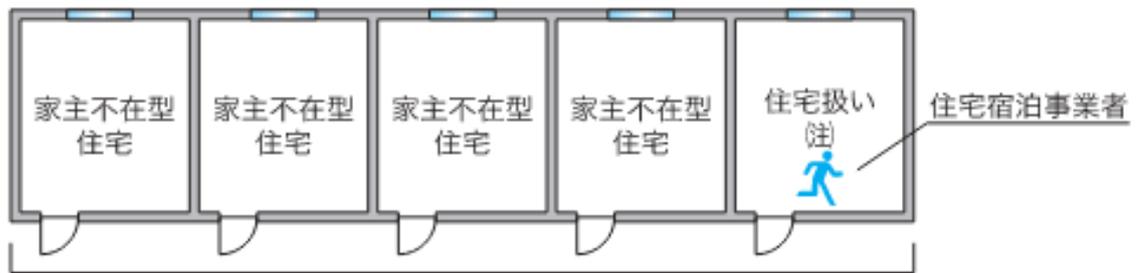
【図 1 8】



- 注1 住宅宿泊事業者が不在とならない旨における用途の取り扱いは、住戸ごとに判断する必要がある。
- 注2 政令別表(5)項イの部分全体が全体の9割以上であっても、共同住宅部分が300㎡以上の場合、(5)項イ及び(5)項ロの複合用途防火対象物となるため、棟の用途は、政令別表第1(6)項イとなる。
- 注3 共同住宅等が長屋である場合は、長屋。

【図 19】

○共同住宅等の複数の住戸を一の届出住宅として届出した場合

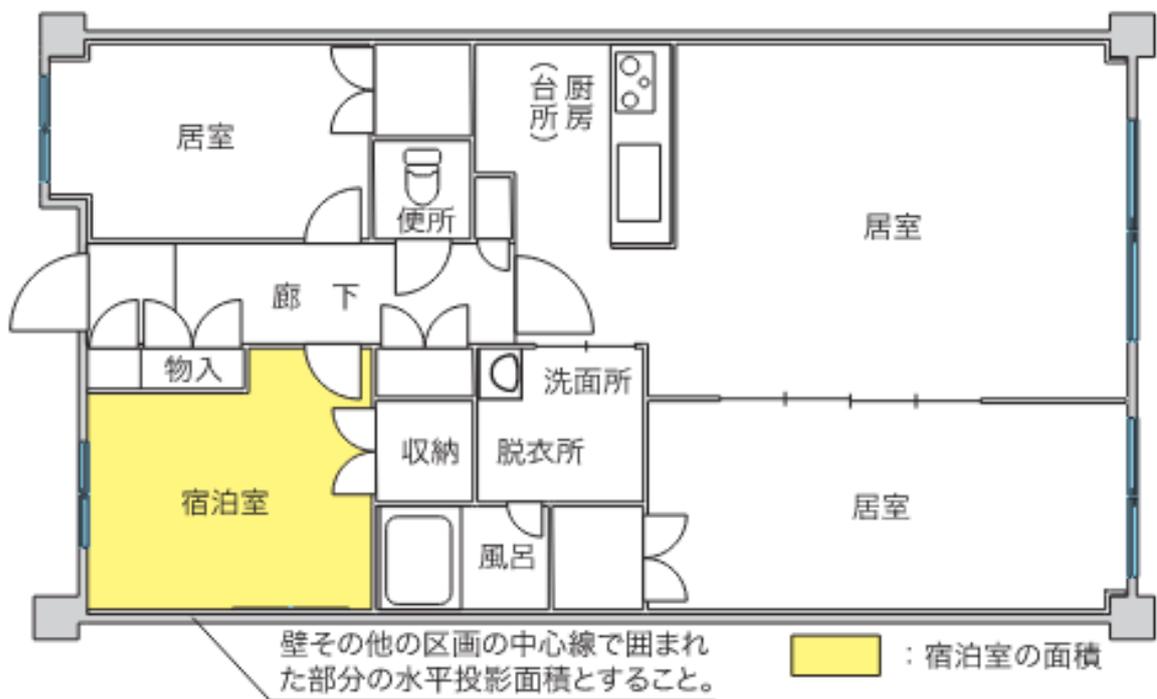


同一棟、かつ、一の届出住宅としての届出範囲

(注)共同住宅等における住宅宿泊事業者が不在とならない旨の取り扱いは、住戸ごとに判断すること。

【図 20】

○共同住宅の一部を利用した場合の宿泊室の面積



5 6 項口及び6 項ハに規定する施設

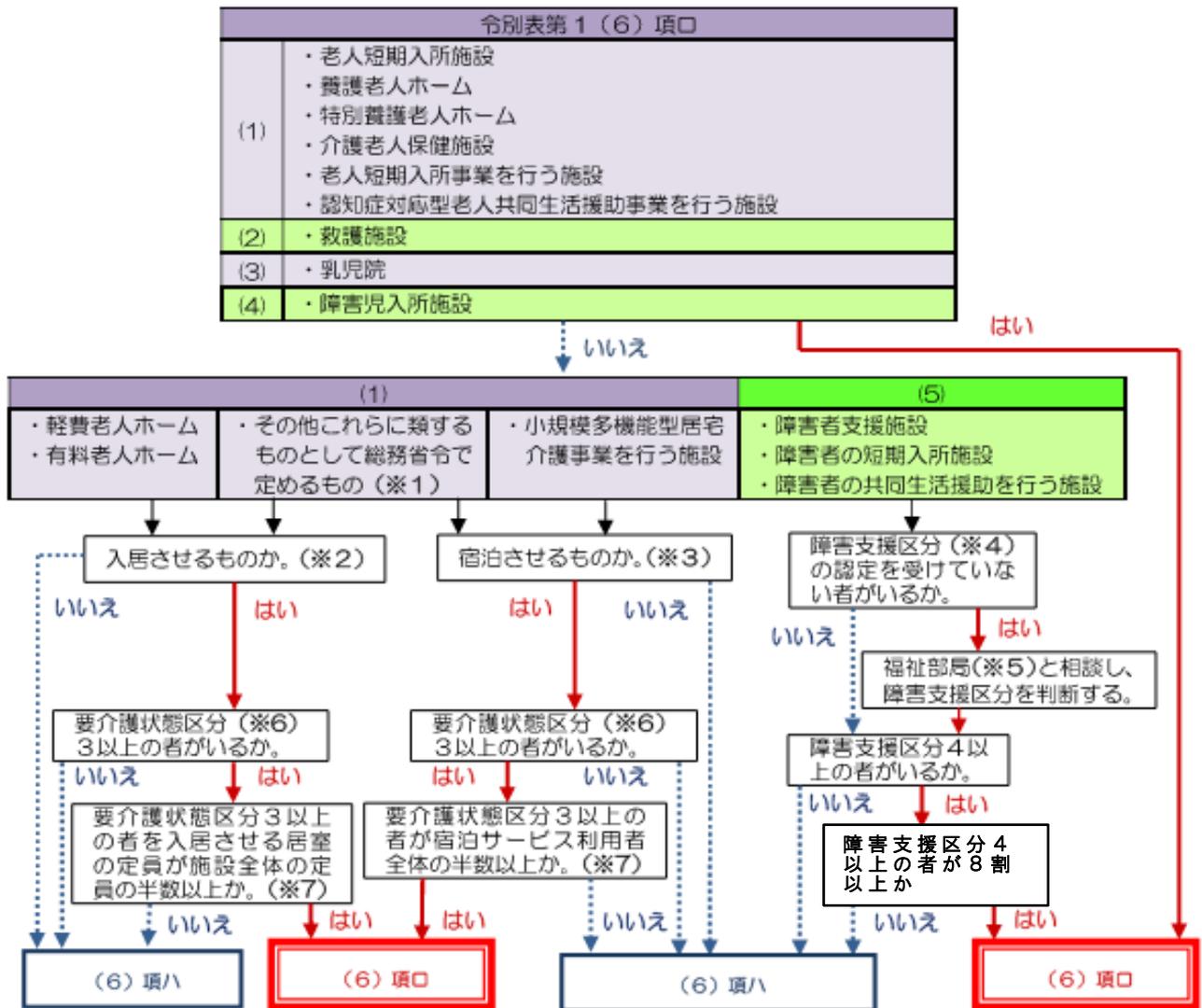
スプリンクラー設備の設置基準が見直された消防法施行令の一部を改正する政令等（平成25年12月27日公布）による、令別表第1（6）項に規定する施設は、【図21】のフローを参考に判定すること。

（1）施設又は事業の名称から一律に（6）項口又はハとすることなく、市福祉部局（豊田市福祉部高齢福祉課又は障がい福祉課）になされた届出等を考慮しつ

つ、営業形態、サービスの内容、利用者の避難困難性、事業者の受入れ体制等の事業内容を十分に把握し、総合的に火災危険性を勘案した上で、用途の判断を行うこと。

(2) 利用実態の変化により令別表第1(6)項ハから(6)項ロとなる場合、新たに消防用設備等の設置が必要となるため、あらかじめ必要となる消防用設備等の設置について協議すること。

【図21】



※1 業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設。(令別表第1(6)項イに掲げるものを除く。)  
「業として」とは、報酬の有無にかかわらず、介護保険制度外の事業などの法定外の福祉サービスを自主事業として提供するものも含む。

※2 入居とは、居住し生活していること。

※3 宿泊とは、自宅等の居住場所以外で泊まることをいうもので、緊急時に宿泊者を受け入れる事業(宿泊期間を問わず。)を前提としているものは宿泊サービスとみなす。なお、通常は宿泊者を受け入れていないが、人道上やむを

得ず緊急避難的に宿泊させる場合については、それに該当しない。

- ※ 4 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）第1条に定める障害支援区分をいう。
- ※ 5 豊田市福祉部障がい福祉課に相談すること。
- ※ 6 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項に定める要介護状態区分をいう。
- ※ 7 入所者等の要介護・障害支援区分により入居等の制限をすることにより（6）項ハとする防火対象物については、消防同意書類等の公文書にその旨を記載すること。

## 別表第1

## 主用途部分と従属的用途部分

区分	(イ) 主たる用途に供される部分 (これらに類するものを含む)	(ロ) 機能的に従属していると認められる部分 (これらに類するものを含む)
(1)項イ	舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場、出演者控室、大道具、小道具室、衣装部屋、練習室	専用駐車場、売店、食堂、喫茶室
(1)項ロ	集会室、会議室、ホール、宴会場、結婚式場	食堂、喫茶室、専用駐車場、図書室、展示室
(2)項イ	客席、ダンスフロア、舞台部、調理室、更衣室	託児室、専用駐車場
(2)項ロ	遊技室、遊技機械室、作業室、更衣室、待合室、景品場、ゲームコーナー、ダンスフロア、舞台部、客席	売店、食堂、喫茶室、専用駐車場
(2)項ハ	客室、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、待合室、舞台部、休憩室、事務室	託児室、専用駐車場、売店
(2)項ニ	客席 客室 書棚コーナー ビデオ棚コーナー 事務室 倉庫	厨房 専用駐車場 シャワー室
(3)項イ	客席、客室、厨房	結婚式場、専用駐車場
(3)項ロ	客席、客室、厨房	結婚式場、専用駐車場
(4)項	売場、荷さばき室、商品倉庫、食堂、事務室	催物場、写真室、遊技場、結婚式場、専用駐車場、美・理容室、診療室、集会室
(5)項イ	宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂、浴室、談話室、洗濯室、配膳室、リネン室	娯楽室、宴会場、結婚式場、バー、会議室、ビアガーデン、両替所、旅行代理店、専用駐車場、美・理容室
(5)項ロ	居室、寝室、厨房、食堂、教養室、休憩室、浴室、共同炊事場、洗濯室、リネン室	売店、専用駐車場
(6)項イ	診療室、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、厨房、付添人控室、洗濯室、リネン室、医師等当直室	食堂、売店、専用駐車場
(6)項ロ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房	売店
(6)項ハ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房	売店
(6)項ニ	教室、職員室、遊技室、休養室、講堂、厨房、体育館	食堂
(7)項	教室、職員室、体育館、講堂、図書室、会議室、厨房、研究室、クラブ室、保健室	食堂、売店
(8)項	閲覧室、展示室、書庫、ロッカー室、ロビー、工作室、保管格納庫、資料室、研究室、会議室、休憩室	食堂、売店
(9)項イ	脱衣場、浴室、休憩室、体育室、待合室、マッサージ室、ロッカー室、クリーニング室	食堂、売店、専用駐車場
(9)項ロ	脱衣場、浴室、休憩室、クリーニング室	専用駐車場
(10)項	乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所、手荷物取扱所、一時預り所、ロッカー室、仮眠室	売店、食堂、旅行案内所
(11)項	本堂、拝殿、客殿、礼拝堂、社務所、集会室	宴会場、厨房、結婚式場、専用駐車場
(12)項イ	作業所、設計室、研究室、事務室、更衣室、物品庫	売店、食堂、専用駐車場、託児室
(12)項ロ	撮影室、舞台部、録音室、道具室、衣裳室、休憩室	売店、食堂、専用駐車場
(13)項イ	車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室	売店、食堂
(13)項ロ	格納庫、修理場、休憩室、更衣室	専用駐車場
(14)項	物品庫、荷さばき所、事務室、休憩室	売店、食堂、専用駐車場
(15)項	事務室、休憩室、会議室	売店、食堂、専用駐車場、診療室

注) 主用途部分とは、防火対象物各用途の目的を果たすために必要不可欠な部分であり、一般的に従属的な部分の面積より大きい部分をいう。

別表第 2

従属的な部分の運用基準

条 件	左 欄 の 運 用
<p>(ア) 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、主たる用途に供される部分の管理権原を有する者と同じのもの</p>	<p>固定的な消防用設備等、建築構造、建築設備（電気、ガス、給排水、空調等）等の設置、維持及び改修にあたり、全般的に権限を行使できる者が同一のもの</p>
<p>(イ) 当該従属的な部分の利用者が、主たる用途に供される部分の利用者と同一又は密接な関係を有するもの</p>	<p>従属的な部分は、主たる用途に供される部分に勤務する者の福利厚生及び利便を目的として設けられたもの、主たる用途に供される部分を利用する者の利便を目的としたものその他これらに類するもので、おおむね次の条件に適合するもの</p> <p>(1) 従属的な部分は、主たる用途に供される部分から通常利用に便なる形態を有していること。</p> <p>(2) 従属的な部分は、道路等から直接出入りする形態（非常口又は従業員専用出入口を除く。）を有しないこと。</p>
<p>(ウ) 当該従属的な部分の利用時間が、主たる用途に供される部分の利用時間とほぼ同一のもの</p>	<p>主たる用途の勤務者又は利用者が利用する時間（残務処理等のための延長時間を含む。）とほぼ同一のもの</p>

附 則

この基準は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。